

奈良県専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十一号

奈良県専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例施行規則（平成二十四年三月奈良県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一項第二号中「卒業した後」の下に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「同項第三号に規定する学校の卒業者」の下に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了者）」を加え、同項第四号中「又は水道環境」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に行われた技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、この規則による改正後の奈良県専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例施行規則第一項第四号の適用については、同条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。